**第25回参議院議員通常選挙に忘れず投票しましょう**

**問い合わせ　選挙管理委員会事務局　23-9124**

|  |
| --- |
| 伝えよう あなたの想い 投票で |

　7月21日に実施予定の第25回参議院議員通常選挙について、お知らせします。

　あなたの投じる1票が、日本の明るい未来につながります。棄権することなく、清く正しい1票を投じましょう。

投票の注意点

■大崎市で投票できる人

　投票日時点で年齢が満18歳以上で、大崎市の選挙人名簿に登録されている人です。

■大崎市で投票できない人

　選挙人名簿作成の日（投票日のおおむね18日前）から3カ月以内に大崎市に転入届出を行った人は、前の住所地で投票することになります。

■投票の種類

　選挙区選挙と比例代表選挙の2つの投票を行います。　　初めに、参議院選挙区選出議員選挙の候補者名を書いて投票し、次に、参議院比例代表選出議員選挙の名簿登載者名または政党名を書いて投票します。

■投票所と投票時間

投票所　入場券に記載されていますので、確認してください。

※投票日からおおむね1カ月以内に市内で転居を届け出た人は、前の住所地の投票所で投票することになります。

投票時間　午前7時から午後7時まで

※鳴子温泉地域は、午前7時から午後6時までです。

■代理投票・点字投票

　投票所では、体の不自由な人や字を書くことが困難な人のために、係員が投票の手伝いをする「代理投票制度」があります。

　また、目の不自由な人のための「点字投票制度」もありますので、利用したい場合は、投票所の係員に申し出てください。

■選挙公報の配布

　候補者の氏名、経歴、政見などを記載した選挙公報を投票日の2日前までに行政区長を通じて各世帯に配布します。

■入場券の発送

　入場券は、公示日をめどに順次発送します。届きましたら、記載された内容を確認してください。

　なお、紛失したり忘れたりした場合は、投票所の係員に申し出てください。

投票日に投票できない場合

■期日前投票制度

　投票日に投票所へ行くことができない場合、投票所と同じように投票ができます。上記の開設期間と時間に注意してください。

■不在者投票制度

　投票日当日、次のような場合は不在者投票ができます。

▼出張・旅行などで大崎市以外の市区町村に滞在している場合

　滞在先の市区町村の選挙管理委員会で、不在者投票ができます。希望する場合は、大崎市選挙管理委員会まで投票用紙など、必要書類を早めに請求してください。

▼病院・老人ホームなどの不在者投票指定施設に入院・入所している場合

　都道府県の選挙管理委員会が不在者投票指定施設として指定した病院、介護老人保健施設、老人ホームなどの施設内で不在者投票ができます。不在者投票指定施設で投票を行う場合は、入院または入所中の施設へ不在者投票したい旨を申し出てください。

▼障がいのある人が郵送で投票する場合

　体に重度の障がいがある人が、現在住んでいる場所で投票用紙に記載し、郵送で投票することができる「郵便不在者投票制度」があります。

　この場合、あらかじめ大崎市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けることが必要です。

開票

■開票の場所と開始時刻

開票日　投票日と同日

開票開始　午後8時15分

場所　大崎市古川総合体育館

■期日前投票の場所と期間

|  |  |
| --- | --- |
| 場所 | 日時 |
| 市役所北会議室・各総合支所 | 7月05日～20日午前8時30分から午後8時まで（公示日翌日から投票日前日まで） |
| 大崎生涯学習センター（パレットおおさき） | 7月17日～20日午前9時から午後7時まで※投票日が7月21日の場合のみ開設します。 |
| 鬼首基幹集落センター | 7月18日～19日午前8時30分から午後5時まで（投票日の直前の木・金曜日の2日間のみ） |

※期日前投票では、投票日当日に投票所へ行けない理由を確認します。「投票所入場券」の裏面が、理由を証する「誓約書」になっていますので、記入して持参してください。

**市職員を募集します**

**問い合わせ　人財育成課人事担当　23-5027**

　令和2年4月1日採用の大崎市職員を募集します。

　一次試験日は、9月22日です。

**初級試験（高校卒程度）**

■職種・募集人員

行政　5人程度

土木　若干名

建築　若干名

行政（障がい者）　若干名

■受験資格

行政・土木・建築　平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人

行政（障がい者）　平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、活字印刷文による出題に対応でき、次の要件のいずれかを満たす人

▼身体障害者手帳の交付を受けている人

▼療育手帳の交付を受けている人

▼精神保健福祉センターなど各施設から知的障がい者であると判定されている人

▼精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

**社会人試験（短大卒程度）**

■職種・募集人員

幼稚園教諭兼保育士　若干名

土木　若干名

■受験資格

幼稚園教諭兼保育士　昭和54年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人で、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を有し、幼稚園または保育所において、幼稚園教諭または保育士として通算5年以上の職務経験を有する人

土木　昭和54年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人で次の要件のいずれかを満たす人

▼建設業法第27条第1項に規定する技術検定において、土木施工管理に合格した人

▼技術士法第2条に規定する技術士または技術士補

▼測量法第48条に規定する測量士

▼土木工事の設計または施工管理として通算5年以上の職務経験を有する人

**申込手続き（共通事項）**

■受験申込書の請求先

　受験申込書は、人財育成課、各総合支所地域振興課で7月1日から配布します。

　郵送で請求する場合は、140円分の切手を貼った返信用封筒（角型二号）に郵便番号、住所、氏名を記入し同封してください。

■申込方法

　受験申込書（写真貼付）と受験票（62円切手貼付）に必要事項を記入し、持参または簡易書留郵便などの確実な方法で提出してください。

■送付先

〒989─6188

大崎市古川七日町1番1号

人財育成課人事担当

■受付期間（土・日曜日除く）

　7月1日～8月2日 17時15分まで（必着）

※当日消印有効ではないので注意してください。

**大崎市子育て支援拠点施設の愛称を募集します**

**問い合わせ 子育て支援課児童福祉係　電話23-6045　ファクス 24-2112**

　古川千手寺町地区に整備を進めている子育て支援拠点施設は、12月に開設を予定しています。より親しみを持てる施設となるよう愛称を募集します。

■応募資格

　18歳以下の市民

※未発表の作品で自作のものとします。

■応募方法

市内各児童館・児童センター、放課後児童クラブ、学童保育、子育てわくわくランドに備え付けの応募用紙を各施設に提出

市ウェブサイト（http://www.city.osaki.miyagi.jp/news/index.cfm/detail.16.32693.html）から応募用紙をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、子育て支援課にファクス、郵送、メール、持参のいずれかで応募（一人一点まで）

※応募作品の著作権、使用権など一切の権利は、市に帰属するものとします。

■応募期間

　7月19日まで（当日消印有効）

■結果発表

　受賞者には直接連絡します。また、子育て支援拠点施設オープニングセレモニーで表彰を行います。

最優秀賞　1点（2万円分の図書券）

優秀賞　2点（5千円分の図書券）

※受賞者は、受賞作品とともに氏名、居住地域などを市ウェブサイトや広報おおさきなどで公表します。

■問い合わせ先

〒989─6188

大崎市古川七日町1番1号

子育て支援課児童福祉係

Ｅメール　kosodate@city.osaki.miyagi.jp